



神奈川県労働局発表
平成28年5月30日

神奈川県労働局労働基準部安全課
安全課長 原田 聡
主任安全専門官 富田 賢二
電話 045(211)7352
FAX 045(211)0048

神奈川県下における平成27年の労働災害発生状況について ～死傷者数は6,511名（前年比1.9%減）～

神奈川県労働局（局長 藤永芳樹）では、平成27年における神奈川県内の労働災害（休業4日以上）の発生状況を取りまとめたので、その概要を発表します。

1 労働災害発生状況

(1) 死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は過去最少だった平成26年32人より4名増え、36名となりましたが、2年連続して第12次労働災害防止推進計画の最終目標値（H29年39名）を達成する結果となりました。

死亡者数の減少を重点施策としている製造業（H26年8人→H27年4人）、建設業（H26年12人→H27年10人）は前年の平成26年より減少しました。一方、陸上貨物運送事業（H26年3人→H27年5人）、商業（H26年1人→H27年4人）、清掃・と畜業（H26年1人→H27年3人）などで増加しました。

(2) 死傷災害発生状況

労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上）は6,511人で、平成26年6,639人より128人の減少（前年比-1.9%）となりました。

死傷災害が多発している業種は、商業：1,090人（前年比+14人・+1.3%）、製造業：1,005人（前年比-71人・-6.6%）、陸上貨物運送事業：876人（前年比+28人・+3.3%）、建設業：781人（前年比-76人・-8.9%）、社会福祉施設：559人（前年比+14人・+2.6%）などとなっています。

事故の型別では、つまずきなどによる「転倒」が1,452人（前年比-101人・-6.5%）で最も多く、高所などからの「墜落・転落」が1,102人（前年比+88人・+8.7%）の順となっています。「墜落・転落」と「転倒」による死傷者数は、全死傷者数の4割を占めています。

2 労働災害防止のための取組

来月から、『全国安全週間』（本週間：7月1日～7日）の準備月間（6月1日～30日）に入ります。準備月間中、神奈川県労働局及び各労働基準監督署は集中的に墜落・転落災害の防止対策、『ストップ！ 転倒災害プロジェクト神奈川』の推進等による転倒災害防止対策、あらゆる業種の荷主企業における荷役作業中における災害防止対策等の徹底を図ることとしています。

参考資料

- 1 平成27年 死亡災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 2 平成27年 死傷災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 3 「第12次労働災害防止推進計画の概要」（神奈川県労働局リーフレット）
- 4 交通労働災害&荷役災害の現状
- 5 ストップ！ 転倒災害プロジェクト神奈川 リーフレット
- 6 第89回 全国安全週間 リーフレート

平成27年発生 死亡災害発生状況(業種別・事故の型別)

(死亡災害報告による)

神奈川県労働局

業種 \ 型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	おぼれ	有害物との接触	破裂	交通事故(道路)	左記以外	合計	平成26年合計	増減
製造業	1									1	1	1	4	8	-4
建設業	4					2	1	1			1	1	10	12	-2
陸上貨物運送事業			1				2				1	1	5	3	2
港湾運送業							1		1				2		2
商業	1		1			1						1	4	1	3
清掃・と蓄	1	1					1						3	1	2
警備業	1												1		1
上記以外の業種	4						1				1	1	7	7	
合計	12	1	2			3	6	1	1	1	4	5	36	32	4
平成26年合計	11	1		1	1	2	5	1	2		6	2	32		
増減	1		2	-1	-1	1	1		-1	1	-2	3	4		

* 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を示す。

平成27年発生 死傷災害発生状況(業種別・事故の型別)

【休業4日以上の死傷者数 労働者死傷病報告による】

神奈川県労働局

業種 \ 型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故 (道路)	動作の反動 ・ 無理な動作	左記以外	合計	平成26年 合計	増減
製造業	126	176	47	78	244	91	19	111	113	1,005	1,076	-71
建設業	272	83	34	79	86	82	28	38	79	781	857	-76
道路旅客 運送業	12	39	10	2	8	2	179	46	30	328	323	5
陸上貨物 運送事業	216	157	78	54	87	10	48	133	93	876	848	28
商業	154	290	58	50	89	100	122	140	87	1,090	1,076	14
社会福祉施設	31	150	29	3	8	17	32	215	74	559	545	14
接客娯楽業	38	141	23	28	20	93	18	57	94	512	509	3
清掃・と蓄	83	158	20	13	39	17	17	47	22	416	457	-41
上記以外の業種	170	258	34	31	66	31	94	136	124	944	948	-4
合計	1,102	1,452	333	338	647	443	557	923	716	6,511	6,639	-128
平成26年 合計	1,014	1,553	337	375	659	488	555	994	664	6,639		
増減	88	-101	-4	-37	-12	-45	2	-71	52	-128		

* 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を示す。

『第12次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 平成28年5月作成

計画期間

*平成25年度～29年度（5か年計画）

計画の全体目標

*平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）

*平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（同上）

【平成29年最終目標：死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下】

4つの重点施策

I 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

（第11次防期間中の災害発生状況をもとに重点業種・重点対策を決定）

詳細 P.2～P.3

II 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化

*関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働

III 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

*経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚

*不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

*地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚

IV 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

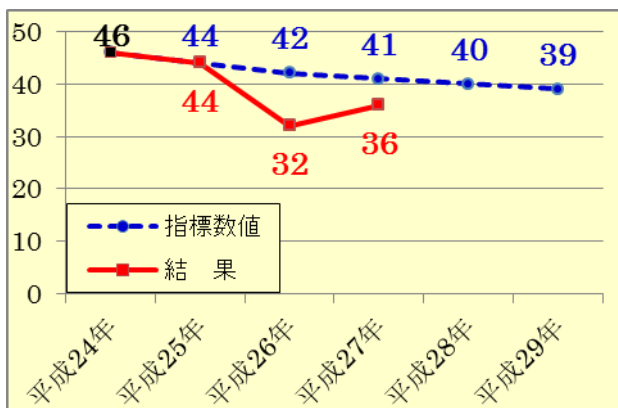
*建設工事発注者に対する要請

*荷主による取組の促進

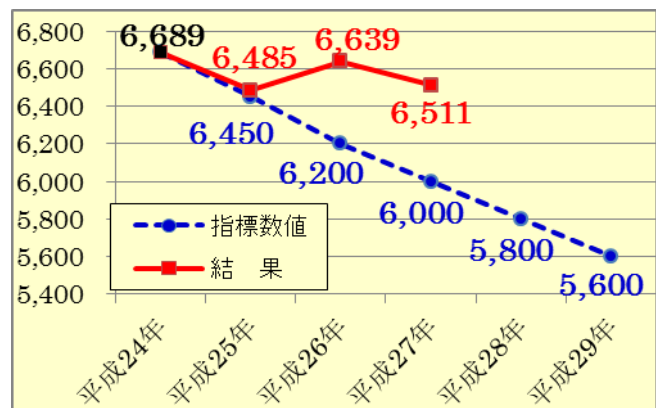
*機械設備の本質安全化の促進

平成29年の最終目標への進捗状況

《死亡者数》



《死傷者数》



*死亡者数は、26年及び27年連続して最終目標年の39名を下回っている状況。

*死傷者数は、多くの業種で前年に比べ減少したが、最終目標年値より900人以上を上回る状況。

（点線のグラフは平成25年計画策定時の最終目標までの指標数値）

1 重点業種対策

(1) 第三次産業対策

① 小売業

*大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップへの働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等） *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 *中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実） *小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）を捉えた啓発・指導

② 社会福祉施設

*対象事業場に対する指導・啓発（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、労働者の意識改革、高齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等） *「職場における腰痛予防対策指針」の周知 *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 *地方公共団体との連携（説明会、研修会の機会の充実） *中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実） *「職場における腰痛予防対策指針」の周知

③ 飲食店

*多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等） *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 *中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実） *小零細事業場に対する集団をとらえた（商店街、組合等）啓発・指導

(2) 陸上貨物運送事業対策

*荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及 *墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導 *経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備 *荷主による取組の促進 *関係災防団体等との連携による啓発・指導

(3) 食料品製造業対策

*経営トップへの働きかけ *安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導 *食品加工用機械の災害防止対策の推進 *安全衛生教育の継続的实施 *労働者の意識改善 *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

(4) 建設業対策

*墜落・転落災害防止対策の徹底（改正安衛則に基づく足場からの墜落防止措置の実施、改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の普及促進等） *「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」に基づく斜面崩壊防止措置の実施 *解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化 *自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 *「重機災害」の防止の徹底 *雇入時教育、新規入場時教育等の徹底 *建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

(5) 製造業対策

* リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進 * 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底 * 労働者の意識改善 * 中災防、災防関係団体等との連携による啓発・指導

2 健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策

* 全ての対象事業場(労働者 50 人以上)におけるストレスチェック制度(平 27・12・1~)の円滑な実施
* 中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進 * 事業場外資源の積極的活用
* 職場復帰支援の取組の推進関係機関・団体等との有機的な連携

(2) 過重労働による健康障害防止対策

* 労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
* 長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
* 衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

(3) 化学物質対策

* 平成 28 年 6 月 1 日から施行される改正・安衛法に基づく化学物質の管理措置の徹底
・ 危険有害性の表示、安全データシート (SDS) の交付の徹底
・ 危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進

(4) 腰痛予防対策

* 「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底 (社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点)
* 作業方法の改善 * 腰痛予防教育の徹底等

(5) 熱中症対策

* 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
* WBGT 値 (暑さ指数) の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
* 健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

(6) 粉じん障害防止対策

* 「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

(7) 受動喫煙防止対策

* 受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

3 業種横断的取組

(1) リスクアセスメントの普及促進

* 中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進

(2) 高齢労働者対策

* 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組 * 高齢労働者に対する安全衛生教育の実施

(3) 非正規雇用労働者対策

* パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施
* 労働者の意識改革


重点対策の目標設定

※平成 25 年・26 年・27 年の上段は目標値、下段は実績を示す

	業種	種別	平成 24 年	平成 29 年 最終目標	平成 25 年※	平成 26 年※	平成 27 年※	平成 28 年	平成 29 年
災 害 減 少	全業種	死亡	46	15%減少	44 44	42 32	41 36	40	39
		休業	6,689	15%減少	6,450 6,485	6,200 6,639	6,000 6,511	6,000	5,600
	小売業	休業	875	20%減少	840 821	800 859	760 848	760	700
	社会福祉施設	休業	485	10%減少	470 558	460 545	450 559	480	430
	飲食店	休業	389	20%減少	370 384	350 340	330 340	320	310
	陸上貨物運送事業	休業	825	10%減少	810 806	790 848	770 876	800	740
	食料品製造業	休業	332	15%減少	320 290	310 317	300 321	290	280
	建設業	死亡	16	20%減少	15 13	14 12	13 10	12	12
		休業	907	15%減少	880 871	850 857	820 781	790	760
	製造業	死亡	12	10%減少	11 5	10 8	10 4	10	10
休業		1,126	15%減少	1,090 1,035	1,050 1,076	1,010 1,005	980	950	
健 康 確 保 ・ 職 業 性 疾 病 対 策	メンタルヘルス対策	平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする							
	過重労働による健康障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する							
	化学物質対策	平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を 50%以上とする							
	腰痛予防対策	平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少させる							
	熱中症対策	平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる							

注 1)「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業 4 日以上」の略である。

注 2)「災害減少」の「平成 29 年最終目標」欄の「〇〇%減少」は、「平成 24 年の災害発生件数に対して平成 29 年までに、〇〇%以上減少させる」の略である。

詳しい内容（推進計画本文）については神奈川労働局ホームページ（kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/）のトップページ下段の （セーフワークマーク）をクリックしてください。



平成 27 年に神奈川県労働局管内で発生した休業 4 日以上労働災害は、6,511 件となっており、うち、交通事故による労働災害（以下「交通労働災害」という。）が 557 件発生し、平成 20 年以降で最も多い状況にあります。

交通労働災害は、「ハイヤ・タクシー業」「新聞販売業」「バス業」「通信業」「道路貨物運送業」の順に多く発生しており、全産業の 61.4% を占めていることから、これらの業種を「交通労働災害多発業種」として位置付け、交通安全対策への取組を強く求めています。

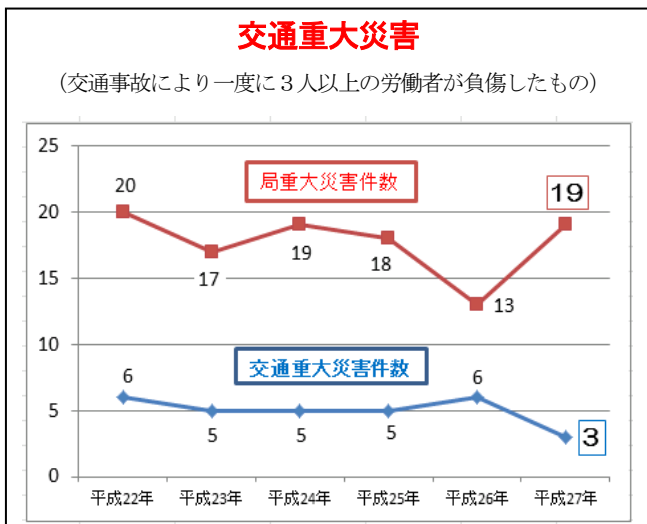
また、交通労働災害における死亡災害は、「製造業」「建築工事業」「道路貨物運送業」「教育研究業」で 4 件発生しており、交通労働災害多発業種以外の業種においても、交通事故による死亡災害が後を絶たない状況にあるため、全産業において、引き続き交通労働災害防止に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。

交通労働災害の現状と対策への取組

- ・平成 27 年の確定値で、557 件発生。過去の統計から、繁忙期に向け大幅に増加することが予測されます。
- ・過去の統計から、10月・12月・2月・3月に集中して交通労働災害が増加する傾向にあります。
- ・死亡交通労働災害の主な原因は、高速道路での運転操作の誤りやスリップ事故、速度超過によるものです。

交通労働災害ワースト業種	
1 位	ハイヤ・タクシー業・・・129 件 (+8 件)
2 位	新聞販売業・・・・・・71 件 (+19 件)
3 位	バス業・・・・・・50 件 (-9 件)
4 位	通信業・・・・・・48 件 (+8 件)
5 位	道路貨物運送業・・・44 件 (-23 件)

死亡交通労働災害発生事例	
4 月	建設現場から 2 t ダンプで帰社中、東名高速を走行中にスリップしガードレールに激突した。
5 月	東名高速道路の路肩に社有車を停車させ車外に出ている時に、走行車線を走行してきたトラックに轢かれた。
10 月	横浜町田インターチェンジ付近で、タンクローリー車が横転し運転手が死亡した。
12 月	社有車（トラック）に荷物を積み、事業場から出張先へ向かう途中、高速道路のインターチェンジの左カーブを曲がりきれず、側壁に衝突してトラックが横転した。



交通労働災害防止対策に取り組みましょう！

平成 28 年 4 月末日現在、休業 4 日以上交通労働災害は 128 件（死亡 1 件）発生しており、過去 5 年間では、平成 26 年（同 140 件）に次いで 2 番目に多い状況にあります。

すべての事業場において、交通労働災害防止に向けた取組をお願いします。

※ 裏面の自主点検への取組をお願いします。



職場からはじめる交通労働災害防止対策の取組

第1ステップ 経営トップの目的意識と管理体制等の整備

- | | |
|--|----------|
| 1 経営トップが方針、目標の表明を行った上で、交通労働災害防止対策をスタートしている。 | はい ・ いいえ |
| 2 交通労働災害防止対策を中心となって実施する者(安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等)を選任し、具体的な権限を付与し、労働者に周知している。 | はい ・ いいえ |
| 3 安全委員会等の組織や朝礼等を利用して、交通労働災害防止活動を実施している。 | はい ・ いいえ |
| 4 自動車の運転者等は、健康診断の有所見率が高く、特に、血圧や血中脂質等の値が高いことに着目し、毎朝点呼等で健康状態を確認し、適切な健康管理と労働時間等の管理を行っている。 | はい ・ いいえ |

第2ステップ 適正な労働時間等の管理及び走行管理

- | | |
|---|----------|
| 1 疲労による交通事故を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)等を遵守し、適正な走行計画によって運転業務従事者の十分な睡眠時間等に配慮した適正な労働時間及び走行管理等を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 2 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 3 陸運事業者及び荷主(特に、製造業及び建設業、スーパー等の小売業、物流業の元請等)は、事前に荷役作業の有無を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保した到着時間の設定及び安全な走行計画を作成している。 | はい ・ いいえ |
| 4 過積載、偏過重が生じないように積載するとともに、荷崩れ等の防止の措置を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 5 走行前の車両点検と補修等を実施する他、走行中の異常時への対応をあらかじめ決めている。 | はい ・ いいえ |

第3ステップ 交通安全教育の実施と災害防止に対する意識の高揚

- | | |
|---|----------|
| 1 交通法規、自動車運転者の改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等の事項について雇入れ時及び日常の教育を実施するとともに、継続的な交通危険予知訓練を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 2 各事業場で教育指導、認定試験を行い合格した者に運転業務を認める認定制度を導入している。 | はい ・ いいえ |
| 3 マイクロバス等で送迎を行う場合は、十分な運転技能を有する者に行わせるようにしている。 | はい ・ いいえ |
| 4 運転業務以外の業務の勤務終了後に労働者に自動車等を運転させる場合には、疲労に配慮して他の業務の軽減等を実施している。 | はい ・ いいえ |
| 5 ポスター掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により運転者の交通労働災害防止に対する意識高揚を図っている。 | はい ・ いいえ |
| 6 警察等からの交通事故発生情報、デジタコ情報、ヒヤリ・ハット事例等を活用した「交通安全情報マップ」を作成し、職場の全員に示し、交通事故防止について注意喚起を図っている。 | はい ・ いいえ |

第4ステップ わが社の交通労働災害防止目標

目標を定めて取り組んでください。

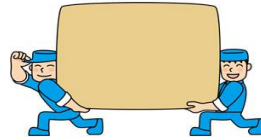
交通事故無災害目標	交通労働災害 <u> </u> 日以上 連続無災害へ挑戦!
重点事項	
事業者からのメッセージ	

注意: 無災害目標は、過去の社内記録を参考に無理のない目標を設定し全労働者が見やすい個所へ掲示してください。

各項目で「いいえ」があった場合、見直しに向けた取組をお願いします。

荷役作業中の安全対策に

ご協力を!



神奈川県労働局

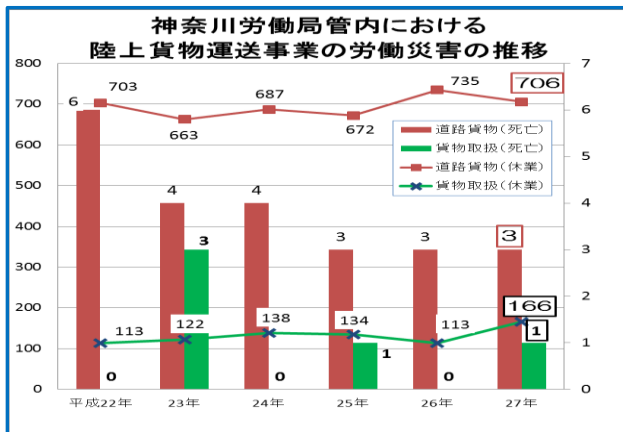
平成27年に神奈川県労働局管内で発生した休業4日以上労働災害は、**6,511件**となっており、昨年よりも**128件減少**しましたが、陸上貨物運送事業については、荷主先での荷役作業中の労働災害（以下「荷役災害」という。）や交通事故、過労死等により**5名**の尊い命が失われたほか、休業4日以上労働災害が前年よりも28件（+3.3%）増加したものとなっております。

陸上貨物運送事業では、荷主先においてコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、墜落・転落災害、転倒災害、荷物の飛来・落下や激突による災害等で被災しております。

このような荷役災害の多くは、荷主先における安全な設備対策もなく事前連絡も不十分な状況のまま荷役作業を行っていることが原因であり、このような荷役作業中の労働災害を、単に陸上貨物運送業者の取組のみならず、「**全業種**」の荷主企業に対し、安全な設備対策の構築と協力が求められております。

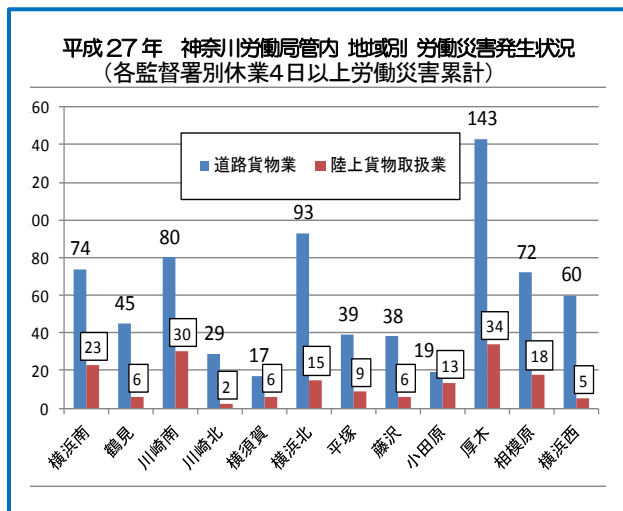
災害統計等

(1) 神奈川県労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



道路貨物運送業 (死亡117人 休業4日以上12,720人)			陸上貨物取扱業 (死亡7人 休業4日以上1,165人)		
1	大阪	1,081人 (8.5%)	1	神奈川	167人 (14.3%)
2	埼玉	949人 (7.5%)	2	千葉	138人 (11.8%)
3	東京	836人 (6.6%)	3	大阪	129人 (11.1%)
4	神奈川	709人 (5.6%)	4	埼玉	121人 (10.4%)
5	北海道	706人 (5.6%)	5	愛知	114人 (9.8%)

資料：平成27年発生労働者死傷病報告受理件数（死傷災害累計）



災害発生状況から

- 神奈川県労働局管内で発生している陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害は876件となっており、全国ワースト5位となっています。
- 道路貨物運送業については、709件の労働災害が発生し全国ワースト4位となっており、陸上貨物取扱業についても167件発生し全国ワースト1位となっています。
- 地域別にみると、主要な高速道路のインターチェンジや工業地域を有している地域ほど労働災害が多発する傾向にあります。



神奈川県労働局・労働基準監督署



(2) 神奈川県労働局管内の陸上貨物運送事業で発生した死亡災害事例

10月 13時頃	道路貨物運送業 50～99名	トラック 交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路インターチェンジの料金所から本線に合流する緩やかな上り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
10月 13時頃	道路貨物運送業 10～29名	クレーン 激突	トラックの荷台に金属製製品を4段に積み込む作業が終了し、固縛するため被災者が荷台に上がっていた。天井クレーンの操作者が床上で操作して走行させたところ、クレーンの一部が製品に接触して最上段の製品が落下し、被災者も床まで落ちた。
10月 13時頃	陸上貨物取扱業 10～29名	トラック はさまれ・巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれたもの。
10月 4時頃	道路貨物運送業 30～49名	トラック はさまれ・巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その時、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまれたもの。
7月 15時頃	道路貨物運送業 1～9名	起因物なし その他	海上コンテナのトレーラーを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該車両の車内で死亡していた被災者が発見された。 長時間労働による身体的負荷が、持病に関連したとして労災認定された。

事業者や安全管理者、安全衛生推進者等の方々に理解してほしいこと

荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がないままトラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在しながら荷役作業を行っている状況が確認されています。

荷役災害はどのようなことが原因で発生しているのか？

トラックの荷台に荷物を積み込み・積卸す作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行っておりますが、**労働安全衛生規則第151条の4**で選任が義務付けられている「**車両系荷役運搬機械等の作業指揮者**」や**第151条の70**で定められている「**積み込み・積卸しの作業指揮者**」が未選任であるもの。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われないまま荷役作業を実施していることが原因となっています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者側と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、**労働安全衛生規則第151条の3**に基づき車両系荷役運搬機械等を安全に使用するため「**作業計画**」を作成し、**作業指揮者に作業計画に基づいた作業指揮を行わせることが大切です。**

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- ・ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について（平成4年12月11日付け基発第650号）
- ・ 貨物自動車への積卸し作業等に対する安全教育について（昭和60年3月13日付け基発第133号）

※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等（教育機関）については・・・

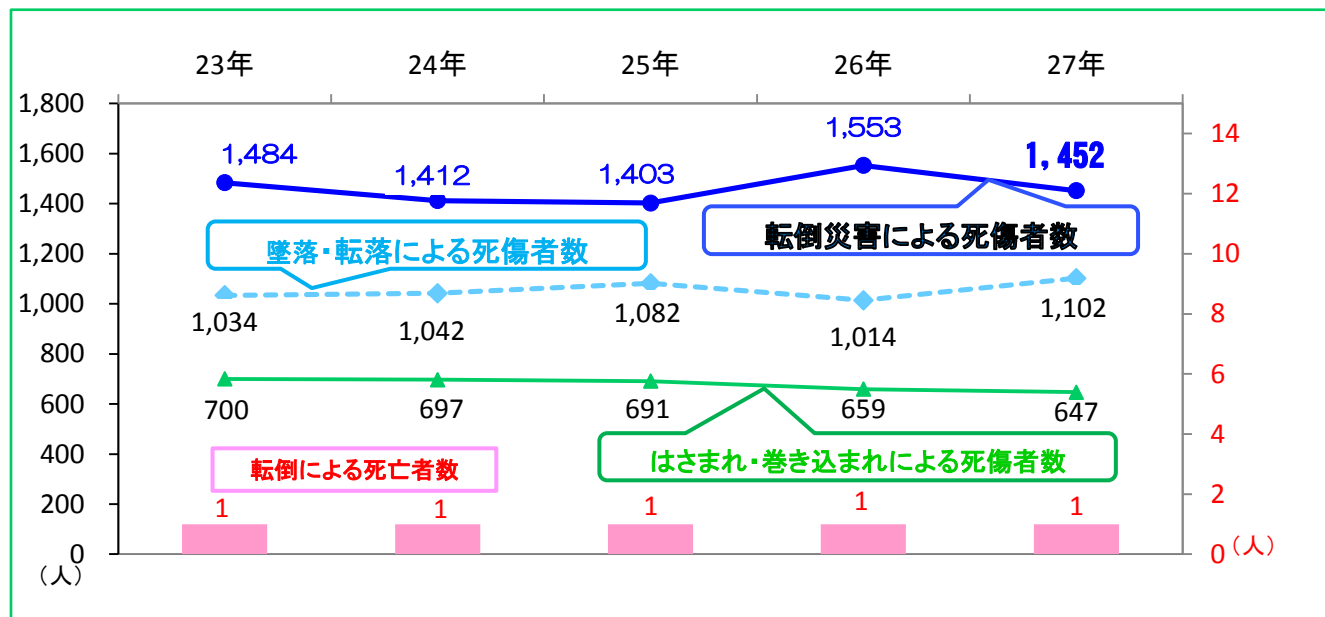
- ・ 前記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。

※ 神奈川県労働局管内では、**陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部**(電話 045-472-1818)において**平成28年7月16日、23日に実施されます。**（詳しくは、当協会のホームページ等をご覧ください。）

STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

 神奈川労働局・県内各労働基準監督署

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は全国的に年々増加しており、神奈川県内でも転倒による死傷者数が最も多い災害となっています。



あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？ (平成27年中に神奈川県内で発生した主な「転倒」災害)

業種	被災者 年齢、性別 (経験年数)	傷病部位、 傷病名	休業日数	災害の概要
食料品製造業	60歳代、男性 (約7年)	手首、骨折	約2か月	材料運搬中洗い場の前で足を滑らせ転倒。床に手をつき骨折。
道路貨物運送業	30歳代、男性 (約9年)	骨盤、骨折	約3ヶ月	配達先で納品の際、専用カゴを荷台から引き出そうとしたが、カゴの下に付いている車輪が溝に引っかかって、カゴと一緒に転倒し、カゴの下敷きになり骨折した。
小売業	40歳代、女性 (約1年)	頭部創傷	約2週間	バックルームの階段を下りる際、足を踏み外し頭を打った。
社会福祉施設 (訪問介護事業所)	50歳代、女性 (約5年)	足、骨折	約2週間	利用者宅から退出する際、勝手口の段差につまずき転倒。
飲食店	40歳代、女性 (約4年)	手首、骨折	約2週間	料理の提供中床にスープがこぼれていたことに気づかず、足を滑らせ転倒し、床に手をつき骨折。
ビルメンテナンス業	60歳代、女性 (1ヶ月未満)	ひじ関節捻挫	約1ヶ月	清掃中のごみを外のゴミ置き場に向かう途中、駐車場の車止めにつまづき転倒。

STOP！転倒災害プロジェクト

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、神奈川県労働局・県内各労働基準監督署でも、『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』として各種取り組みを実施しており、特に積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間としております。

また、神奈川県労働局では、『**ころばNICEかながわ体操**』

を動画で作成し、ホームページでも公開しておりますので、転倒予防体操として活用して下さい。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ> 「STOP！転倒災害プロジェクト」

<神奈川県労働局 ホームページ> 「ころばNICEかながわ体操」で検索

STOP！転倒

検索

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。



(資料出所：中央労働災害防止協会)

2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「4S活動」や「KY活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！
中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- 床の凹凸や段差
- 床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

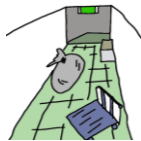
転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できることから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



【コラム】正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

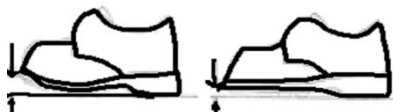
靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウ)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よriftつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要がありますので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	職場巡視を行い、通路、階段などの状況を チェックしていますか	<input type="checkbox"/>
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

第 **89** 回 全国安全週間

期 間：平成 28 年 7 月 1 日 (金)～7 日 (木)

【準備期間：平成 28 年 6 月 1 日 (水)～30 日 (木)】

(スローガン)

み きげん
見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険
み あんぜんかんり
みんなで見つける 安全管理

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎えます。

この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回りました。

これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果と考えております。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い状況にあります。

また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にもあります。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じるとともに、職場で働く方々の安全意識を高め、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成28年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成28年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

① 安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

② 業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策
- ・腰痛予防対策

③ 業種の特性に応じた労働災害防止対策

（1）製造業における労働災害防止対策

- ・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非正常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- ・請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
- ・未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化施設対策を含む安全管理に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対策の実施
- ・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工業者との連携等の実施

（2）建設業における労働災害防止対策

< 一般的事項 >

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則等を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底や手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮

< 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 >

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用

< 平成28年熊本地震に伴う復旧工事の労働災害防止対策 >

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
- ・余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも留意の上、土砂崩壊災害防止対策、土石流災害防止対策、墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・労働者に対する熱順化の状況確認、水分・塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定等の熱中症予防対策の徹底

（3）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主等との合同による荷役作業場所、荷役作業方法の安全点検及び改善の実施
- ・適正な労働時間管理、走行管理等の交通労働災害防止対策の実施

（4）小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・安全衛生教育の実施、内容の充実、安全意識の啓発
- ・安全パトロール、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化、職場環境や作業方法の改善の実施
- ・安全推進者の配置促進、安全管理体制の整備

（5）林業の労働災害防止対策

- ・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
- ・安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会

<http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署